

投稿規程

1. 投稿論文の要件

以下の全てを満たすこと。

- (1) 投稿資格者は、東京工業大学に所属する教職員（非常勤講師および研究員を含む）・大学院生・学生とする。
- (2) 原著論文として他誌に投稿されて査読が進行していないこと。
- (3) 原著論文として他誌に掲載されていないこと、掲載される予定となっていないこと。
- (4) 使用言語は和文または英文とする。
- (5) 倫理指針に反していないこと。倫理指針は「倫理規程」に定められている。

2. ページ数

論文の字数は問わない。ただし原則 40000 字以内とする。査読過程で文字数の増加が発生した場合には、論文委員会の判断により超過を認める場合がある。

3. 論文の受付

論文投稿日（オンラインで投稿完了のメールが著者に届いた日）を原稿の受付日とする。

4. 採録決定時の提出書類

採録決定時には以下の書類を提出すること。

- (1) 最終論文原稿
- (2) 著作権譲渡書
- (3) 倫理に関する誓約書

著作権譲渡書、倫理に関する誓約書については、原本の提出を採録の条件とする。最終論文原稿については、電子ファイルの提出を求める。詳細は、事務局からの指示に従うこと。分量の超過については論文委員会に問い合わせること。体裁については「執筆要項」を遵守すること。最終論文原稿の体裁が指定されたものと著しく異なる場合には掲載を拒否する場合がある。

5. 論文の著作権

採録になった論文の著作権は未来の人類研究センターに帰属する。

6. 引用にともなう著作権・肖像権等

他の著作物等からの引用にともなう著作権や肖像権等については、著者の責任においてその利用許諾を得る必要がある。

7. 倫理指針の遵守

提出された論文について倫理指針違反が疑われる場合には、論文委員会が調査委員会を設置して事実関係の調査を行う。その際、関係する学会あるいは組織などとの間で論文の内容に関する情報交換を行う場合がある。

調査結果をふまえ、必要に応じて罰則が適用される。

8. 異議申し立て

査読のプロセスに問題がある場合には、理由書を添付の上、申し出を受け付ける。ただし、手続き上の不備以外の理由で査読のやり直し等に応じることはない。

9. 投稿の取り下げ

理由書を添付して申し出ることができる。掲載決定後の取り下げは認めない。